

深谷台小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめを防止するための基本的な方向性】

（1）いじめの未然防止

- ・だれもが、安心して豊かに生活できる学校風土づくりを推進する。
- ・相手意識を持ち、互いの考えや思いを高め合う授業づくりを行う。
- ・たてわり活動や学年を超えた活動等の中から、適切で幅の広い人間関係を養う。

（2）早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないために、いじめ防止対策委員会で定期的に児童の様子を把握する。
- ・学年間の教職員はもとより、児童支援専任教諭、養護教諭、学校カウンセラーと連携し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ・連絡組織図をもとに情報を共有し、迅速に対応する。

（3）適切な対処・措置

- ・関係児童の話を手際よく聞き、事実関係について正確に把握する。
- ・当該児童及び保護者に事実を報告し、解決に向けて取り組む。
- ・必要に応じて、学校カウンセラー、区役所、児童相談所、警察等の関係機関とも連携を図る。

【学校いじめ基本方針の目的】

- （1）あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- （2）いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組むと共に、定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童の状況の把握に努める。
- （3）いじめは、どの学校にも、どのクラスにも起こりうることを意識し、未然防止に努めること。また、いじめが発生した場合には、早期解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し取り組む。

組織の構成と役割、年間計画

- 【構成】 校内児童指導人権福祉特別支援委員会の委員（全職員）で構成することとし、これを「いじめ防止対策委員会」とする。
また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。
- 【役割】
- ・未然防止の観点から校内の情報収集に努めるとともに、未然防止に繋がる対策等について協議する。
 - ・事案が発生した際には、組織の中核となり全職員で組織的に対応出来るようコーディネートする。

【年間計画】

4月	5月	6月	7 8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・委員会 ・学級開き研修 ・基本方針の確認	・委員会 ・特別支援(全)	・委員会	・委員会 ・人権研修	・委員会 ・取り込み評価アンケート	・委員会	・委員会 ・授業参観(道徳) ・いじめアンケート	・委員会 ・人権週間 ・小中合同人権研修	・委員会 ・生活アンケート	・委員会 ・特別支援(全) ・取り込み評価アンケート	・委員会 ・学級納め研修 ・基本方針の見直し ・出席中との引き継ぎ

いじめ防止及び早期発見に向けた取り組み

【いじめの未然防止】

～一人ひとりが安心して学校生活を送ることが出来るようにするために～

- ・全教職員が、どの児童に対しても同じ指導・支援を行う。「深谷台スタンダード」をもとに随時児童の実態を踏まえ確認共有するようにする。
- ・どの児童に対しても分かりやすい授業を心がけ、誰もが楽しく学べるようにする。

※関係機関（地域療育センター等）のコンサルテーションを活用し誰もが楽しく学習できる支援策や授業のユニバーサルデザイン化に生かしていく。

- ・学級としての集団づくり、及び同学年や他学年、たてわり活動でのふれあいの場を大切にし、相互が望ましい関係を築けるようにする。
- ・研修を充実し学校風土づくりに向けての研鑽を積む。

※人権研修会、インターネット等情報教育研修（ネチケット）

【いじめの早期発見】

～児童の様子を丁寧に見取るために～

- ・日々の情報交換をもとに、毎月行う「いじめ防止対策委員会」「職員会議」等で情報を全職員で共有していく。

※職員間の連携（学年・ブロック・専科・専任・養護間で情報共有→委員会へ）

- ・定期的なアンケート（学校生活アンケートやいじめ解決一斉アンケート等）を行い児童の状況把握に努める。
- ・インターネットをもとにしたいじめへの実態や対応方法について情報を集め問題意識を高くする。（ネットパトロール等随時実施）

【いじめに対する措置】

～被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う～

- ・いじめ認識後、連絡系統に従い管理職に連絡。対応チームを組織する。
- ・具体的な対応策、支援内容、役割分担等決定し対応する。
- ・いじめの事実について関係児童、保護者への報告をする。
- ・事案の内容（重大事件への発展の恐れ等）により、管理職の判断の下、関係機関・専門機関との連携を図る。

重大事態への対処

【重大事態の報告】

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに南部教育事務所に報告する。

【重大事態の調査・報告】

- ・いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会へ報告する。

【児童・保護者への報告】

- ・関係児童、保護者へ調査によって明らかになった事実関係及び今後の支援策等必ず報告する。